

檢察廳法案特別委員會議事速記錄第二號

第九十二回
貴族議會

- 檢察廳法案

○ 下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案

○ 裁判所職員の定員に関する法律案

○ 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案

○ 檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律案

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)午前十時十五分開會

○ 委員長(男爵奥田剛郎君) 昨日に引續いて「檢察廳法案」外四件の委員會を開きます、「檢察廳法案」に付て御質問がありましたならば、御繼續を願ひます、御質問はございませんでせうか:

：御質問がないやうでありますから一應是で打切りまして、直ちに討論に入りたいと存じます、御發言がございませぬか……御發言もないやうでありますから、採決に入れます、「檢察廳法案」に付て原案通り、可決致することに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て「檢察廳法案」は可決決定を致しました、次に「下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案」を議題と致します、御質問を願

ひます、御質問はございませんのでせうから……御質問はないやうであります。から、討論、採決に入りますが、先づ討論に於て御發言はござりますまいを致します「下級裁判所の設立及び管轄区域の法律案」を原案通り可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(男爵平田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て本案は可決致したものと決定致します、次に「裁判所職員の定員に関する法律案」を議題と致します、御質問を願ひます。

○村上恭一君 「裁判所職員の定員に関する法律案」を私一見しまして、甚だ驚きましたことは、總ての裁判所の職員の定員が法律案で決めてあります、從前の高等官、即ち今申しまする一級官、二級官、其の定員が法律で定められるのは姑く書きまして、從前の判任官、今言ひまする三級官、これは今日では裁判所事務官と稱することになつて居りまして、本案にも其の名稱が用ひてありますが、多年使ひ馴れて居りまする名稱に依りますれば、即ち裁判所書記だらうと思ひます、從ひまして其の入數は二千七百六十四人と云ふ厖大な數に上つて居ります、斯様な下級の官吏の定員をも、法律を以て規定しなければならぬのでありますか法律を以て、直接に規定しなければならないのでありますか、此の點に私は或不審を感じるのであります、同じ問題が裁判所の技官の三級官の分に付て

も起りますが、是は人數が少くなつて居ります、執れにしましても、此の下級の官吏、從前の判任官、今日の三級官、其の定員迄悉く法律を以て、直接に規定しなければならぬのでありますか、改正憲法の趣旨に依りますれば、官吏に關する制度は總て法律を以て規定する、少くとも其の基準を法律で以て規定すると云ふことが憲法の精神又は規定であるやうに考へて居るのであります、それにしましても斯様な下級の官吏に關する身分は、法律から命令政令に委任すると云ふ處置が執られて然るべきではないでありますか、其のやうな委任立法をも改正憲法は其の精神に於て、又は規定に於て許されるのでありますか、是は今後實際の運用上甚だしく不便を釀しはしないか從來の名稱に従ひまする裁判所書記之を一人増減する……極端な場合を申しますれば、之を僅かに一人増加し又は減少すると云ふにも、一々法律の改正を必要とすると云ふことは、實際に於て殆ど其の煩に堪へない、而も無用の手數であらうと私は考へます、此の點に付きまして、當局の御見解を伺ひます

決める事あるか、其の二つになると思ふのでござりまするが、其の最高裁判所の規則に譲りますることも聊か妥當を缺きますし、今度裁判所が完全に獨立を致すと云ふ觀點から考へますと、政令で規定すると云ふことに付ても聊か妥當ではないのではないかと云ふことが考へられましたので、結局其の形式として重過ぎまして、下級の職員の場合に付きましては、誠に仰せの如く甚だ不便を伴ふとは存じましたが、一應法律で以て規定を致すことに致した次第でござります、尙其の點に付きましては、將來の運用の上に於きまして、甚だ不便でござりますやうな場合に付きましては、更に十分に考慮致すことにならうかと存じて居ります。

が色々な事情で不可能だと云ふ場合に、は、せめて希望決議或は附帶決議と云ふやうな形で其の意思を表明したいと思ふ點があるのであります、其の第一點は本法案の第一條の末尾に「國務大臣の受ける俸給の額と同額とする」とありますので、「國務大臣の受ける俸給の額以上とする」と云ふ風に改めたいと額以上とする」と云ふ點であります、第二點は本法案の第三條第四項に「賞分の間、一般の二級の官吏の受ける俸給の額の範圍内とする」とありますので、「賞分の間、一般の一級及び二級の官吏の受ける俸給の額の範圍内とする」と云ふことに改めたいと思ふのであります。

○委員長(男爵奥田剛郎君) ちよつと我妻君に申上げますが、只今のは修正の御意見として御出しになるのでございませんか、それならば討論の時に御願を致したいのですが

○我妻榮君 其の點に付て私の意見を述べて、當局の御考を伺ひたいと思ふのです

○委員長(男爵奥田剛郎君) 今、修正意見を御出しになる譯ではございませんね、

○我妻榮君 さうぢやありません、修正したいと云ふ希望を以て、當局に伺ひたいと思ひます、第一の點は最高裁判所の判事の俸給を、原案では「國務大臣の受ける俸給の額と同額とする」と云ふ風に釘附けになつて居りますが、之を私の考では同額又はそれ以上にすることが必要だと思ふのであります、其の點に付て政府の御考を伺ひたいのであります、政府の御考を承

- 檢察廳法案

○ 下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案

○ 裁判所職員の定員に関する法律案

○ 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案

○ 檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律案

○ 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律案

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)午前十時十五分開會

○ 委員長(男爵奥田剛郎君) 昨日に引續いて「檢察廳法案」外四件の委員會を開きます、「檢察廳法案」に付て御質問がありましたならば、御繼續を願ひます、御質問はございませんでせうか:

：御質問がないやうでありますから一應是で打切りまして、直ちに討論に入りたいと存じます、御發言がございませぬか……御發言もないやうでありますから、採決に入れます、「檢察廳法案」に付て原案通り、可決致することに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 委員長(男爵奥田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て「檢察廳法案」は可決決定を致しました、次に「下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案」を議題と致します、御質問を願

ひます、御質問はございませんのでせうから……御質問はないやうであります。から、討論、採決に入りますが、先づ討論に於て御發言はござりますまいを致します「下級裁判所の設立及び管轄区域の法律案」を原案通り可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(男爵平田剛郎君) 御異議ないものと認めます、仍て本案は可決致したものと決定致します、次に「裁判所職員の定員に関する法律案」を議題と致します、御質問を願ひます。

○村上恭一君 「裁判所職員の定員に関する法律案」を私一見しまして、甚だ驚きましたことは、總ての裁判所の職員の定員が法律案で決めてあります、從前の高等官、即ち今申しまする一級官、二級官、其の定員が法律で定められるのは姑く書きまして、從前の判任官、今言ひまする三級官、これは今日では裁判所事務官と稱することになつて居りまして、本案にも其の名稱が用ひてありますが、多年使ひ馴れて居りまする名稱に依りますれば、即ち裁判所書記だらうと思ひます、從ひまして其の入數は二千七百六十四人と云ふ厖大な數に上つて居ります、斯様な下級の官吏の定員をも、法律を以て規定しなければならぬのでありますか法律を以て、直接に規定しなければならないのでありますか、此の點に私は或不審を感じるのであります、同じ問題が裁判所の技官の三級官の分に付て

も起りますが、是は人數が少くなつて居ります、執れにしましても、此の下級の官吏、從前の判任官、今日の三級官、其の定員迄悉く法律を以て、直接に規定しなければならぬのでありますか、改正憲法の趣旨に依りますれば、官吏に關する制度は總て法律を以て規定する、少くとも其の基準を法律で以て規定すると云ふことが憲法の精神又は規定であるやうに考へて居るのであります、それにしましても斯様な下級の官吏に關する身分は、法律から命令政令に委任すると云ふ處置が執られて然るべきではないでありますか、其のやうな委任立法をも改正憲法は其の精神に於て、又は規定に於て許されるのでありますか、是は今後實際の運用上甚だしく不便を釀しはしないか從來の名稱に従ひまする裁判所書記之を一人増減する……極端な場合を申しますれば、之を僅かに一人増加し又は減少すると云ふにも、一々法律の改正を必要とすると云ふことは、實際に於て殆ど其の煩に堪へない、而も無用の手數であらうと私は考へます、此の點に付きまして、當局の御見解を伺ひます

決める事あるか、其の二つになると思ふのでござりまするが、其の最高裁判所の規則に譲りますることも聊か妥當を缺きますし、今度裁判所が完全に獨立を致すと云ふ觀點から考へますと、政令で規定すると云ふことに付ても聊か妥當ではないのではないかと云ふことが考へられましたので、結局其の形式として重過ぎまして、下級の職員の場合に付きましては、誠に仰せの如く甚だ不便を伴ふとは存じましたが、一應法律で以て規定を致すことに致した次第でござります、尙其の點に付きましては、將來の運用の上に於きまして、甚だ不便でござりますやうな場合に付きましては、更に十分に考慮致すことにならうかと存じて居ります。

が色々な事情で不可能だと云ふ場合に、は、せめて希望決議或は附帶決議と云ふやうな形で其の意思を表明したいと思ふ點があるのであります、其の第一點は本法案の第一條の末尾に「國務大臣の受ける俸給の額と同額とする」とありますので、「國務大臣の受ける俸給の額以上とする」と云ふ風に改めたいと額以上とする」と云ふ點であります、第二點は本法案の第三條第四項に「賞分の間、一般の二級の官吏の受ける俸給の額の範圍内とする」とありますので、「賞分の間、一般の一級及び二級の官吏の受ける俸給の額の範圍内とする」と云ふことに改めたいと思ふのであります。

○委員長(男爵奥田剛郎君) ちよつと我妻君に申上げますが、只今のは修正の御意見として御出しになるのでございませんか、それならば討論の時に御願を致したいのですが

○我妻榮君 其の點に付て私の意見を述べて、當局の御考を伺ひたいと思ふのです

○委員長(男爵奥田剛郎君) 今、修正意見を御出しになる譯ではございませんね、

○我妻榮君 さうぢやありません、

修正したいと云ふ希望を以て、當局に伺ひたいと思ひます、第一の點は最高裁判所の判事の俸給を、原案では「國務大臣の受ける俸給の額と同額とする」と云ふ風に釘附けになつて居りますが、之を私の考では同額又はそれ以上にすることが必要だと思ふのであります、其の點に付て政府の御考を伺ひたいのであります、政府の御考を承

るに付て、私の考を多少述べさせて戴きたいと思ふのであります。日本國憲法が立法、司法、行政の三權分立と云ふ立場から、國會と内閣と最高裁判所を以て國家組織の三大支柱として居ることは申す迄もないことであります、其の結果、最高裁判所と云ふものは、從來の大審院に比較して一層其の地位が高められ、其の權限を擴大されたのであります、私は其の擴大された權限の中でも、法律、命令が憲法に違反するかどうかと云ふことを審査する權限、所謂違憲立法の審査權と云ふものは、最も重大なものと理解して居ります、國會の議決した法律や、内閣の制定した政令を憲法違反だと云ふ理由で無効とする云ふことは、是は實に容易ならぬ權限であります、之を最高法院が敢てする爲には、其の判事は、單に憲法と當該法律とを形式論理的に検討しただけでは足りないのであります、宜しく憲法に付ては深く其の精神を理解すると共に、當該法律の有する政治的經濟的並に社會的の意義を十分検討しなければならないのであります、アメリカの最高法院は十九世紀の末から二十世紀の初にかけて、聯邦議會の制定した勞働立法に對して、幾度も憲法違反だと云ふ判決を下したのであります、千九百十年代になつて、アメリカの經濟的、社會的情勢を研究した結果、遂に其の態度を改めて之を憲法違反に非ずと判定することになりましたのは顯著な事實であります、さうして斯うした事實は、實にアメリカの勞働法制史の上に一時期を劃したと言はれるだけでなく、アメリカの社會、經濟に重大な影響を及したと言はれて居るのであります、又彼の千九百三十三

ズ・エルトの行なつた産業復興政策の年は世界的恐慌に際して、大統領ルーズベルトと大支柱となつたエヌ・アール・エー、エー・エー・エーの二つの法律に對して、アメリカの最高法院が違憲の判決を下しましたことは、アメリカの産業復興政策の上に深刻な影響を與へたと言はれて居るのであります。私は此處で此の二つの事件に於て、アメリカの最高法院の執つた態度の當否を批判しようとするのではありません、唯最高法院の違憲立法審査権と云ふものが、一國の實際上の政治、經濟に執つて、如何に重大な意義を有するものであるかと云ふことを指摘して、最高法院の判事が、斯かる重大な権限を誤りなく行使する爲には、單に從來の意味に於ける法律の研究に没頭しただけでは足りない、宜しく其の觀點を廣くして、國の内外に亘る政治、經濟の實際に付て、不斷の研究を怠らないやうにしなければならないと云ふことに、皆様の御注意を喚起したいと思ふのであります。勿論、或法律が憲法に違反するかどうかが争はれると云ふ事件は、さう追附かない事柄であります、斯様に考へますと、日本國憲法が最高裁判所の裁判事に託した職責を十分に果す爲には、大學に於て專攻する一科目だけを研究講義する大學教授などとは、比較にならない廣い視野と、不斷の研究が必要だと申しても、決して過言ではないと思ふのであります。元來裁判官は、從来とても始終裁判に没頭して法律の定める報酬以外の收入を圖るべきものでないことは勿論であります、然るに大

審院の判事諸公は、私立大學の講義をなさる例が非常に多い、時には學部長や總長の地位を御引受になつて居ることもあります、勿論過度の講義をなさることは、却て研究に必要であります、併し從來大審院判事は、研究の必要な範圍に於てだけ講義をしたのだと果して言ひ得るだけの疑がないでもないと思ひます、承りますと、一週間に何時間以上の講義をしないと云ふやうな申合せをして自肅して居られると云ふことであります、這般の消息を物語るものと考へられないものでもないのです、併し是から最高裁判所の判事としては、事情が異なります、從來の大審院判事諸公がそれにも拘らず、立派に其の研究をされ、其の職責を完ふされたと云ふことに付ては、私は必ずしも疑を持つて居る者ではありません、併し是から最高裁判所の判事としては、事情が異なりますに付ては、私は必ずしも疑を持つて居る者ではあります、併し是から最高裁判所の判事としては、事情が異なりますに付て頭の切り替へ、或は態度の根本的な一新を必要とするに付ては、私は必ずしも疑を持つて居る者ではあります、併し是から最高裁判所の判事に對して、右に申しましたやうな困難なことを要求を致しました以上は、少くとも後顧の憂なく其の困難な職責に盡瘁し得るだけの俸給を支給しなければならないのは寧ろ當然、自明のごとだと思ふ、要するに私は、從來の大審院判事の俸給が少かつたから、此の際之を引上げることを言つて居るのでは絶対にありません、此の度の最高裁判所の判事は、從來の大審院判事とは全く別な心構へで掛つて戴かなければならぬ、だから其の心構へを要求する前提として俸給を考へなければならぬと、斯う申して居るのであります、此の點は特に政府當

ます、尙我が國では兎角俸給の上の者が直ちに社會的地位が上であると考へる弊がありますので、最高裁判所の判事の俸給を國務大臣の俸給以上にしては、最高裁判所の判事が國務大臣以上の地位を持つことになつてをかしいと云ふ反對論が出るかも知れませぬ、併しさう云ふ考は全く理由のないことでありまして、俸給は其の地位に伴ふ諸種の經濟的事情を考慮して然るべく決定さるべきものでありますて、其の人の社會的地位は又是とは別な事情に依つて自ら決せられる云ふことは申述もないと存じます、其のことは近頃我が國でも次第に實現されて参りました、最近の官吏の俸給の決定標準と云ふやうなものが、將に左様な趣旨を表して居るものだと考へるのであります要するに判事の俸給は、判事の特殊な地位に應じて其の額を定めらるべきであつて、國務大臣との社會的地位の上下などは一切考へる必要はないと信ずるのであります、最後に御参考迄にアメリカの例を一言致しますと、アメリカの最高法院の首席判事の俸給は年額二萬五百ドル、其の他の判事のは二萬ドルとなつて居ります、それに対しても我が國の國務大臣に相當する各省長官希望を基礎とした所の、當局の御考を承らうとする點であります、第二點は簡易裁判所の判事の報酬が、原案では二級官吏の俸給額の範圍内に限られて居りますが、是はどう云ふ御趣旨であるか、私は事情に依つては、一級官吏の俸給額の範圍迄上げることも出来ると

思ふのであります、御承知の通り簡易裁判所は此の度の「裁判所法」に依つて新たに設けられた制度であります。民事、刑事兩方に於ける輕易な事件を取扱ひまして、一人の裁判官で迅速輕易に事を處理して行かうとするものであります。之に依つて刑事に付ては、從來の違警罪即決などに、屢々あつた裁判の不明朗を拂拭し、又民事に付ては、小さな争ひにも時間と費用とを要した從来の弊を除かむとするのであります。從つて簡易裁判所は總ての裁判所の中でも、最も民衆に接近したものでありまして、此の制度がうまく運用され、民衆の親しみと信頼とを贏ち得ることが出来ますれば、直ちに司法權のものに對する國民一般の親しみと信頼とを贏ち得ることが出来る云ひ得るものだと存じます、さうだと致しまずと簡易裁判所の判事に其の人を得るかどうかと云ふことは、極めて重大なことであります。政府當局も簡易裁判所の判事には、裁判官其の他一般官吏の職を退いた者や、人格德望の優れた人を迎へる積りだと説明して居られます。誠に御尤もな御考だと存じます、併し其の御趣旨は、原案のやうに二級官吏の俸給の範圍内に限つた報酬考へますと、此の判事には比較的長く、私は非常に疑間に思ふのであります、簡易裁判所の判事の右のやうな職責を事としての優れたるエキスパートになると云ふ程の覺悟を必要とするのであります、然るに我が國の官界では、一つ職務に留まると俸給が上らない、要

した諸點の内、恩給關係に付きましては更に考慮すると云ふ御答辯でござります、結構でござります、但し是は事、急を要するのではないかと思ひます改正憲法が施行されます「裁判所法」その他一聯の新しい法律が施行されまます、即日、裁判官は「俸給」ではない「報酬」を受けるものになります、其の人々が即日退官しました場合、恩給關係はどうなるかと云ふことが、即時即刻問題となります、今御話のやうに裁判官には「俸給」ではない、「報酬」を與へると云ふことになつたが爲に、恩給法に若干の改正を加へる必要があるかも知れぬと云ふことでありますれば、それは今日迄に其の研究を了せられ、此の裁判官の「俸給」を「報酬」と改めると云ふ改正と同時に、帝國議會に御提案になるべきものであつたのではないかと思ひます、もう既に過ぎ去つたことを彼此申しても仕方がございませぬが、今後迅速に其の措置を御執りになることを希望致します、尙一つ、私の質問に追加して置きたいことは、裁判官の所謂「報酬」と云ふものは、一般官吏の「俸給」に該當するものである、それが憲法に謂ふ所の裁判官の「報酬」である、又「裁判所法」に依る所の「報酬」である、斯う云ふ御解釋、一應了承致しました、さうしますと云ふと、一般官吏の「俸給」に該當する其の「報酬」に關する規定は法律を以て定めなければならぬ、是は憲法に於て保障せられ、又「裁判所法」も繰り返して保障して居る譯であります、然らば所謂裁判官の報酬以外の給與……、法案第七條に報酬以外の給與については、「云々とあります、此の報酬以外の給與、是は一時手當の如き

ものでありませうが、それは裁判官に對するものと雖も、憲法に保障する所ではない、「裁判所法」の保障する所ではない、然らば之を法律を以て規定せられる云ふことは、果して其の必要がありますか、又果して妥當でありますのか、此の一點を私は先刻の質問に追加して御伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の點に付きまして、御答へ申上げます、報酬の意義は、先程申しましたやうに私共は解釋致して居るのでございますが、他の給與に付きましても、法律を以て規定致しまする理由は、矢張り裁判官のさう云ふ財産的給與に付きましては、成るだけ國民の意思をそれに反映させた方が適當ではないかと、根本的にはさう考へた次第でございまして、他の政令、或は最高裁判所の規則と云ふやうなものに譲りますことは、此の問題に付きましても、聊か妥當を缺くのではないかと存じまして、法律で規定致すことに致した次第でござります。

○村上恭一君 謹いやうでございますが、今點に付きました、尙もう少し質問を發展させたいのであります、問題は、報酬以外の給與の點であります。此の法律案に依りますると、第七條に「當分の間、一般官吏の例による」とあります、即ち裁判官の手當と申しませうか、裁判官の手當は、一般官吏の手當と足並みを揃へると云ふことであります、是も結構であります、只今政府委員より御答辯になりました趣旨に依りまして、將來裁判官の手當が、法律を以て直接に規定せられる云ふことがないとは申せますまい、其の場合、一般官吏の手當はどう云ふ形式で定め

られますか、是は恐らく法律ではない、政令だらうと思ひます、そこで其の官吏、まあ裁判官も官吏に違ひない官吏全般の手當を増額するとか、減額するとか云ふことの考へられますする場合、一般官吏の分は、それが政令の改正に依つて行はれる、裁判官に關する限りは、法律の改正に依るに非ざれば之を實現することが出来ない、そこで裁判官と一般の官吏との間に差額を生ずると云ふことが、差支ないと言へばそれ迄でありまするが、是は又官吏全般の権利から考へまして、寧ろ妥當ではない、少くとも原則としては否認すべきであらうと思ひますが、其のやうに困った事態に落ち込むことはないでありますから、是は事細に亘りますので、只今どう斯う申上げるのも詮のないやうでありまするが、併し我々立派に當りましては、眼の届く限りの將來に對する見透しも必要であらうと考へますので、此の點に付きまして、此處に御列席の司法省當局の方々は、どう云ふ考へを御持ちでございませんか、伺ひたいと思ひます。

くありはしないかと存じますが、併しこれを翻つて考へて見ますと、先程申しましたやうに、裁判官の報酬等に付きましては、法律を以て決める、國民の意図に之を問ふと云ふ點が非常に必要な點だと存じますので、それ等の不便が伴ひますことも覺悟致しまして、法律に譲つて居るのでござります、其の結果行政官の方は或は時勢の變遷に應じまして、直ちに俸給の額が引上げられる、裁判官は後に取残されると云ふことが、うな好ましからぬ状態も出ることは固より覺悟致して居ります、其の場合には現在よりは法律の改正と云ふことが、今後的新憲法の下に於きましては容易く出来るのではないかと存じますので、法律改正の手續に依りまして、出来るだけ早く行政官との間の不釣合を是正するやうに致す積りでございます。○委員長(男爵奥田剛郎君) 外に御質問はございませんか……御質問もないやうでありますから、ちよつとこゝで懇談會を開きたいと思ひます、速記を中止して下さい。

も御ありかと了承致しましたので、終正をする考は捨てまして、若し幸ににて皆様の御同意を得ることが出来れば希望決議と云ふことに致したいと存じます

○委員長(男爵奥田剛郎君) 如何でございませうか

〔「賛成」異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(男爵奥田剛郎君) 御賛成の件を申上げたことで十分御分りだらうと思ひますから、それでは我妻委員から、希望決議の趣旨の御説明を願ひたいと存じます

○我妻榮君 此の趣旨は、先程質問に託して申上げたことで十分御分りだらうと思ひますから、それは省略さして戴きまして、希望決議の案を申述べたいと思ひます

裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案の希望決議

一、新憲法は、司法官の職責の極めて重大なる事を規定する、この趣旨に則り、裁判官の地位を高くしてその人を得るため、その待遇についても、特に一般の官吏のそれとは別途にこれを考慮しなければならない

二、右の趣旨に鑑みれば、本案に定める最高裁判所判事の報酬及び簡易裁判所判事の報酬の額は特にその當を得たるものと云ふを得ない政府に於て速にこれが是正の方途を講すべきことを要望する

右決議す

○有馬忠三郎君 極めて適當なる決議案と思ひます、私は賛成致します

○委員長(男爵奥田剛郎君) 希望決議に關する我妻君の御提案に付て、御異議ございませぬでせうか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

夫婦の孰れか一方に著しい不貞の行爲があつた時は、他の一方は離婚の訴を提起することが出来るやうに定めたのあります、親權に付きましては、從來は父が先づ親權者となる定めでありますたが、今後は父母が共同して親權を行ふものとし、父母が離婚し又は子を認知した時は、其の父母が協議に依つて親權を行ふ者を定めることと致しましたのであります、第四點は、相續制度に付きまして、種々の改革を行つたところであります、即ち前述のやうに、家督相續の制度は之を廢止するのでありまするが、之と共に相續に付ては、一下子相續制度を廢止して、從來の遺產相續に準ずる分割相續制度を探りまして相續に関する配偶者の地位を考慮して配偶者は常に相續人となるものとし、配偶者の相續分に付ても特別の措置を講じ、遺留分に付ても若干の變更を試みたのであります、尙兄弟姉妹は、從來遺産相續人とならなかつたのであります、此の法律では之を相續人の中であります、他の法律に此の法律の規定に加へたのであります、民法に對する應急的措置は、以上を以て盡きるのであります、本案の提案理由は、既に本會議に於て申述べた通りでありますと、日本國憲法及び裁判所法の制定に依り、裁判機構に著しい改革が齎されることとなりますので、之に即應して、現行民訴法に所要の改正を加へることが

必要となつたのであります。併しつかう日本國憲法實施の上は、同法第七十
七條に於ぎまして、訴訟に關する手續
に付ては、最高裁判所が規則を定める
の調整を圖ることが肝要であり、之が
爲には最高裁判所發足後、最高裁判所
と慎重協議することが望ましく、其の
他諸般の事情に鑑みまして、此の度は
民事訴訟法自體の全面的改正を差控へ
日本國憲法及び裁判所法の施行上、必
要な已むを得ない部分に限りまして、
同法に對する應急的措置を講ずること
と致したのであります、之が本案を提
出する趣旨であります、尙此の趣旨に
照し、本案に付ては其の有效期間を限
りまして、應急的措置であることを明
かにすると共に、其の期間内に新し
い國會に於て民事訴訟法の全面的改正
の審議を煩はずことと致す所存であり
ます、以下本案の要點を御説明致しま
すと、先づ第一に民事訴訟法の適用に
付て、日本國憲法及び裁判所法の制定
の趣旨に適合するやうに之を解釋すべ
き旨の規定を設けましたことであります
す、此のことは明文を待つ迄もないこ
とも考へられますが民事訴訟法の全
面的改正をする迄の間、同法に日本國
憲法及び裁判所法の制定の趣旨に適合
する解釋を施し、以て新しい裁判機構
事補の民事訴訟に於ける權限に關する
規定を設けたことであります、刑事補
は司法修習生の修習を了へた者の中か
ら直ちに任命されるものであることに

鉛筆表外所法第二十回に於て、
判事補は他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることが出来ないと定められたのであります。が
本案に於ては之に即應して、判決以外の裁判即ち決定及び命令のみを一人ですることが出来る。ことと致しました。
第三上訴の制度に付て、新しい裁判機構に即應する規定を設けたことであり、ます、裁判所法の制定に依りまして、從來の制度と比べ、特に大きい變革を見るに至つたのは、法令等の違憲を決定する権限を有する終審裁判所としての機能を持つ最高裁判所の機構でありますことは、既に御承知の通りであります、此の大きい變革に即應する爲に裁判所法に於きまして、簡易裁判所の事件に對する上告は、高等裁判所の權限に屬するものと定められましたが、最高裁判所を違憲の判断に關する終審裁判所とする日本國憲法、第八十一條の精神に鑑み、苟も法律、命令、規則又は處分の立憲性が争はれる場合には假令それが簡易裁判所の事件であっても、又不服申立の方法のない決定命令でありましても、常に其の點に付最高裁判所の判断を受け得ることと致しました。第四、行政廳の違法な處分の取消又は變更を求める訴の出訴期間を定めたことがあります、此種の訴に付ては、今後は出訴事項の制限がなくなる關係上、出訴の對象となる行政處事が長く未確定の狀態に在ることを避けるため、原則として此の期間を六箇月と定めたのであります、最後に第五上訴に關する規定の新設に伴ひ必要な經過規定を設けたことがあります、以上が本法案を提出する理由の概要であります、次に「日本國憲法の施行に伴

憲法第三章は、基本的人権の保障に関する規定で、諸種の新しい規定を設け、特に第三十一条以下に於ては、刑事手續に關する規定を實施する爲には、現行刑事訴訟法に相當な修正を加へなければならぬばかりでなく、裁判所法及び檢察廳法の制定に依つて從來の裁判所及び檢察廳の組織、權限に付幾多の根本的な變更が加へられますので、此の點からも改正を要する部分が少くないのであります。従つて政府に於きましては、過般來臨時法制調査會の答申に基き、現行刑事訴訟法を全面的に改正すべく、之が立案に銳意努力致して參つたのであります。が、刑事訴訟法は其の性質上、組織法たる裁判所法及び檢察廳法とも密接なる關係があるばかりでなく、警察組織とも不可分の關係にありますので、是等組織法の確定を待つて立案することを要すると共に、憲法の保障する基本的人権に極めて重要な關係を持つ關係から、其の準備に尙日時を要しますので、今議會の會期の終了も間近い今日、現行刑事訴訟法を全面的に改正する法律案に付て御審議を煩すことが不可能となりましたので、是迄の方針を改めまして、茲に新憲法の施行上最小限度に必要な規定を選びまして而も其の大綱のみを規定し、以て近く刑事訴訟法の全面的の改正が行はれる迄の應急的措置と致す爲に本案を立案致した次第であります。次に本案の内容に付きまして重要な點を概略御説明申上げます、第一は

第三回 事件の発端と新憲法の施行
辯護人を、被疑者が身體の拘束を受けた時にも之を認めることが致しました。されることは辯護人を依頼する権利を與へられることになつて居りますので、從來は被告人のみに付て認められて居たが資格のある辯護人を依頼する事が出来ない時は、國で附するところのを承けて、貧困その他の事由に依りか辯護人を選任することが出来ない被告人の爲、其の請求に依り國で辯護人を附することに致したのであります。第二は、捜査機關の強制権に付て所要の改正を加へた點であります。新憲法第三十三條及び第三十五條に規定する「司法官憲」の意味に付ては、種々の論議がありますが、此の點は憲法の保障する基本的人權に極めて重要な關係がありますので、特に慎重を期し、捜査機關たる検察官及び司法警察官吏が捜査の爲強制力を用ひるには、原則として裁判官の發する令狀に依らなければならぬことと致しました。
第三は、豫審を行はないことにした點であります。是は現在の豫審が非公開の手續であり、實際上審理に長期間を要すること等の爲、新憲法第三十七條に於て被告人に迅速な公開裁判を保障する趣旨に則りまして、豫審は行はないことに致しました。之に依り現に豫審に鑿屬して居る事件は、本法施行と共に當然地方裁判所の公判に繫属することになるのであります。第四は被告人に證人を直接訊問する権利を認めると共に、證人訊問調書等の證據能力に相當の制限を加へた點であります。現在の規定では、被告人は必要とする事項に付て裁判長に訊問を請求し

裁判長が其の請求に依つて訊問をすることになつて居るのであります。新憲法第三十七條第二項は、被告人に對し證人を審問する十分な機會を與へなければならぬことを規定して居りますので、其の趣旨に従ひ、被告人に直接證人を訊問する權利を認ると共に、證人等の供述に代るべき證人訊問調書等に付ては、被告人の請求がある時は、裁判庭に其の證人を喚問し、被告人に之を訊問する機會を與へなければ、證據として採用出来ないことに致しました。斯くすることに依つて、被告人の不知の間に作成された證人訊問調書等が其の儘證據とせられることがなくなりました。斯くて公判中心主義が徹底されるものと考へるのであります。第五は、事實の誤認、量刑の不當等の理由による上告を廢止し、且上告審では、事實の審理を行はないことにした點であります。是は憲法及び裁判所法に定める最高裁判所の性格と關聯するのであります。若し從來の如く廣範圍な上告理由を認め、而も上告審に於て事實審理を行ふことにはすれば、最高裁判所の負擔を著しく加重し、新憲法の期待する最高裁判所の性格に副はないことがあります。しかし從来の如く廣範圍な上告の實在がありますので、法律審として上告審の性質を明かにせむとするものであります。第六は、特別上告及び特別抗告の制度を設けたことであります。是は新憲法第八十一條に依りまして最高裁判所が終審として憲法の解釋に付決定権を有することとなります。そこで、下級裁判所が憲法の解釋に付判断を下した場合には、通常の方法では不服を申し立てることが出来ない時でも、特に最高裁判所に其の當否の判断を仰ぐ途を開く必要があるからであります。

ます以上御説明申し上げましたやうに、本法案は極めて簡単であり、手續としては誠に不完全の譏りを免れないのであります。現行刑事訴訟法と稍々性質を異なる規定もありますので、其の適用に付解釋上相當困難な問題も生ずると思はれます。但しの情勢上、既に已むを得ないと存するのであります。併しながら重要な點は略々規定してありますので、新憲法裁判所法及び検察廳法の制定の趣旨に従ひまして、裁判官並に捜査官の健全な常識に依りまして、之が圓滑に運用されることを期待致して居るのであります。何卒御審議の上御協賛を賜らむことを希望致します。

○委員長(男爵奥田剛郎君) それでは、本日は此の程度に致しまして、明日、午前十時から開會致します。本日は是にて散會致します。

午後三時二十二分散會
出席者左の如し

委員長	男爵 奥田剛郎君
副委員長	子爵 高木正得君
委員	公爵 九條道秀君
侯爵	浅野長武君
伯爵	橋本實斐君
子爵	秋月種英君
公爵	大谷正男君
子爵	吉田清岡長言君
子爵	村上恭一君
渡部	吉田精一君
霜山	久君
副島	千八君
内海	勝二君
村田	保定君
我妻	榮君

國務大臣	山隈 康君
政府委員	有馬忠三郎君
司法大臣	木村篤太郎君
司法事務官	吉田 安君
同	佐藤 藤佐君
同	奥野 健一君
同	横田 正俊君
同	内藤 賴博君
同	野木 新一君

昭和二十二年四月二十九日印刷

昭和二十二年四月三十日發行

貴族院事務局

印刷者

印刷局